

2 t 平ボディ貨物自動車仕様書

資源循環推進課

1. 車両緒元

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 車種 | ハイルフ、全低床型、標準幅、標準ボディ |
| (2) 最大積載量 | 2,000kg 以上 |
| (3) 燃料 | 軽油 |
| (4) 最高出力 | 150P S 以上 |
| (5) 変速機 | オートマチック |
| (6) 乗車定員 | 3名 |
| (7) タイヤ | オールシーズンタイヤ |

2. 架装部付属取付部品

- (1) パワーゲート垂直昇降型、補助スプリング付（昇降荷重 500kg 以上）
ゲート高 80 cm
- (2) アルミアオリ 高さ 600mm、厚み 30mm 以上
- (3) 荷台床面鉄板張り（厚さ 2.3mm 以上）
- (4) 荷台前面鉄板張り
- (5) 輪止め 1 セット及び収納用ブラケット

3. 付属品及び取付部品

- (1) フォグランプ
- (2) 電動格納ミラー（助手席側）
- (3) 助手席用ミラー（助手がドアを開ける際、外部の安全を確認出来るもの）
- (4) ヘッドコンソール
- (5) サイドバイザー（運転席、助手席）
- (6) サンバイザー（運転席、助手席）
- (7) 時計付、AM・FM ラジオ
- (8) 左折及び後退、音声アラーム（キャンセルスイッチ付）
- (9) フロアマット
- (10) タイヤチェーン
- (11) 非常用具（三角表示板、発煙筒）
- (12) エアコンディショナー
- (13) パワーステアリング
- (14) パワーウィンドー
- (15) 集中ドアロック（リモコンキー付）
- (16) エアバッグ（運転席、助手席）
- (17) ドライブレコーダー（別紙参照）

4. リサイクル料金等

- (1) リサイクル料金を含む
- (2) 重量税・保険料は除く（別途支払い）

5. 発注台数と納期

- (1) 台数 1 台
- (2) 希望納期 令和 8 年 2 月 2 7 日
- (3) 納入先 川越市資源循環推進課
環境プラザ（つばさ館）
川越市大字鯨井 7 8 2 番地 3

6. ボディカラー
ホワイト（純正色）

7. 文字仕様

文字等	色	文字の大きさ等	備 考
市紋章	49-60P	直径 200mm	両サイド (一般社団法人日本塗料工業会色)

8. 摘要

(1) 諸費用について

- a) 比重証明等申請手続き、自動車リサイクル預託料金、その他諸費用等は入札価格に含めること。
 - b) 自動車損害賠償責任保険及び重量税は、入札価格に含めないこと。
 - c) 自動車税及び取得税は免税する。
 - d) 車庫証明手数料は減免（要申請書提出）する。
- (2) 納車時に自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証の写しを提出すること。（2部）
- (3) 仕様及び装備品等に欠品等があった場合は検收受領しない。
- (4) 九都県市指定低公害適合車に限る。
- ※ 不明な点は川越市管財課車両管理担当に問い合わせること。

ドライブレコーダー仕様書

1 ドライブレコーダーの性能・機能に関する要件

- (1) 常時録画、衝撃録画及びマニュアル録画ができ、映像と音声記録できること。
- (2) 電源はアクセサリオンで作動し、配線は車両に直接し、シガーソケットの使用は不可とする。
- (3) 有効画素が200画素以上であること。
- (4) 本体に2.5インチTFT以上の液晶画面があること。
- (5) カメラ角度は、水平（対角ではない）100度以上あること。
- (6) GPSが搭載されており、車速が記録できること。
- (7) LED信号機対応であること。
- (8) 32GB以上のメモリーカードが付属されていること。
- (9) 取付車両に合わせて、取付方法がフロントガラス貼付け又はダッシュボード取付け選択ができること。
- (10) 衝撃を検出する感度を任意で選択できること。
- (11) 一定以上の衝撃を検出すると音声またはアラーム音で知らせる機能があること。
- (12) DC12V・DC24V両方に対応していること。
- (13) 映像再生が本体、テレビ及びパソコンで可能であるもの。

2 ドライブレコーダーの設置に関する要件

- (1) 受注者は、設置の際に、設置車両に合わせた初期設定を行うこと。
- (2) 設置するドライブレコーダーの電源は、シガーソケットからではなく、安易に電源が切れない場所からとること。
- (3) 設置するにあたっては、極力車両に穴を開けたり、傷をつけたりしないようにすること。また、止むを得ず車両に加工が必要な場合は、その都度、川越市財政部管財課へ承諾を得ること。
- (4) 設置車両から他車への移設を考慮して、部品等が再利用できるよう配慮すること。
- (5) 設置後の動作確認を実施すること。
- (6) 設置時において、車両を破損させた場合は受注者の負担で修理を行うものとする。

3 保守体制

- (1) ドライブレコーダーの通常の使用方法で発生した破損について、検収後最低1年間は、受注者の負担で復旧を行うものとする。
- (2) ドライブレコーダーに瑕疵があった場合は、受注者の負担で復旧または交換を行うものとする。
- (3) 受注者は、川越市の指定する者からの電話、電子メール、FAX、郵送等による運用、保守に関する技術的な問い合わせに対して、対応を行う体制を有すること。